

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。  
別表第一の表課長の項の次に次のように加える。

担当監	課	上司の命を受け、担当する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
-----	---	--------------------------	----------

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。  
（企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正）
- 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表本庁の項中

水道課長	七万円	水道課長	七万円
水道整備担当監	五万円	開発整備室長	五万円
		水道整備室長	五万円

を

第五条の二の表本庁の項中

水道課長	八千円	水道課長	八千円
水道整備担当監	六千円	開発整備室長	六千円
		水道整備室長	六千円

を

- （広島県公営企業決裁規程の一部改正）  
広島県公営企業決裁規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第六号を次のように改める。
  - 担当監 組織規程別表第一に掲げる担当監をいう。
- 第八条第二項中「室長」を「担当監」に改める。